令和元年度(2019年度)行政評価シート

令和元年7月5日

評価者	防災安全部長	長﨑 聡之
評価者	健康福祉部長	内海 正彦
評価者	都市景観部長	服部 計利

◎ 評価対象分野・施策の方針・目標とすべきまちの姿

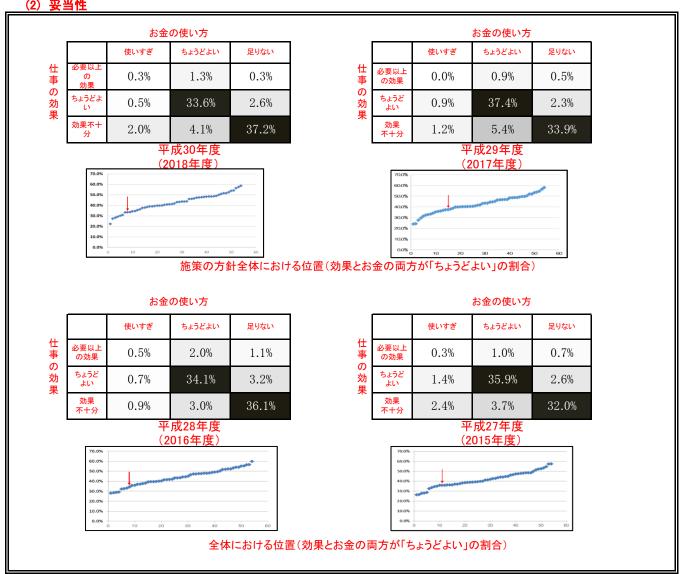
O R1 III 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1						
総合計画上の 位置付け	分野	防災・安全						
目標とすべきまちの	D姿	どを十分に理解し、大地震た、避難場所までの避難路帰宅困難者に対するものなまた、災害時要援護者に対が行われます。また、被災れらの支援を受け、より安さらに、台風や集中豪雨な	が生じた場合に 格は、建物の倒り を含めて、十分な すする共助などを した場合には、 心して災害対応 どの風水害が多	災害時の情報伝達体制も十分に組まれ、市民が避難経路な さも、すぐに安全な場所へ避難できるようになっています。ま 裏による閉塞をきたさないよう、機能が確保されています。 な避難所や災害物資が確保されています。 を含めて、自主防災組織を中心とした、市民同士の助け合い 災害支援協定を結んでいる他市からの支援があり、市民はこ できる状況となっています。 発生した場合でも、がけ・急傾斜地に対する防災工事が適切 として守られている状況になっています。				

1 市民意識調査結果

(1) 認知度(回答者全体に占める割合)

取組を知らない・ わからないと答えた人の	平成30年度 (2018年度)	13.2%	平成29年度 (2017年度)	12.8%	平成28年度 (2016年度)	12.4%
割合	平成27年度 (2015年度)	13.3%				

(2) 妥当性



(3) 今後の進め方

	もっと力を入れるべき	現状のままで良い	力を入れなくて良い	無回答
平成30年度(2018年度)	52.7%	28.8%	0.8%	17.7%
平成29年度(2017年度)	52.4%	29.2%	0.5%	17.9%
平成28年度(2016年度)	51.3%	30.4%	0.5%	17.8%
平成27年度(2015年度)	48.1%	31.2%	1.4%	19.3%

2 内部評価

(1) 平成30年度(2018年度)の目標

◎防災安全部

- ①「自助」「共助」「公助」の役割分担と連携及び減災の視点に基づく災害に強いまちづくりをめざし、引き続き地域防災計画に 基づく防災対策を推進する。(防安-07)
- ②災害時広報として、防災行政用無線デジタル化事業を実施するほか、災害時の情報環境整備のため、広報手段の検討を行う。(防安-03)
- ③災害時の避難対策として、避難行動要支援者名簿を活用した取り組みを引き続き推進する。(防安-05)
- ④災害時の避難が長期化する場合に備え、災害時用トイレの充実を図る。(防安-05)
- ⑤住民意見を反映した津波避難対策の推進を図る。(防安-05)
- ⑥土砂災害対策の推進を図るため、危険斜面及び危険木に関する調整会議等を活用し、安全対策の推進を図る。(防安-08)

◎健康福祉部

- ①風水害避難所と地震災害時の避難所(ミニ防災拠点)の開設体制の強化を図るとともに、避難所開設・運営マニュアルの更新を行う。(健福-06)
- ②前年度に引続き、予測不可能な自然災害及び火災に際し、援護物資及び見舞金・弔慰金の支給等を行う。また、異常な自然 現象により被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸し付けを行う。(健福-15) ③小災害時の一時避難場所を確保する。(健福-15)

◎都市景観部

①建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により、国の基本方針において、建築物の耐震化率の平成32年度までの目標を95%と定められたため、目標達成に向けて引き続き住宅の耐震化を促進していく。また、ブロック塀等対策については、現状の制度を維持しながら重点的に実施していく。(都景-06)

(2) 目標とすべきまちの姿と平成30年度(2018年度)の目標との関連性

◎防災安全部

- ①災害時要支援者に対する共助などを含め、自主防災組織を中心とした市民同士の助け合いが行われ、災害に強いまちづくり の実現に資する。(防安-07)
- ②必要十分な災害時の情報伝達体制に資する。(防安-03)
- ③避難行動要支援者の避難に資する。(防安-05)
- ④十分な避難所機能の確保に資する。(防安-05)
- ⑤避難者が避難経路などを十分に理解し、円滑な避難行動に資する。(防安-05)
- ⑥風水害が発生した場合でも、がけ・急傾斜地に対する防災工事が適切に行われており、市民の生命・財産の安全に資する。 (防安-08)

◎健康福祉部

- ②火災等により被害を受けた方に対して、見舞金・弔慰金を支給することにより、生活の立て直しに寄与する。(健福-15)
- ③小災害時の一時避難場所を確保することが、災害時支援の拡充につながり、市民が安心して暮らせるまちとなる。(健福-15)

<u>◎都市景観部</u>

①建築物の耐震化の促進により、大地震が生じた場合にも、すぐに安全な場所へ避難できるようする。また、ブロック塀等対策に より、避難場所までの避難路は、建物の倒壊による閉塞をきたさないよう、機能を確保する。(都景-06)

(3) 事業評価結果一覧表(網掛けは重点事業)

評価対象事業名		決算値(千円)		総事業費(千円)		職員数(人)			今後の 方向性	
整理番号	事業名	平成30年 度 (2018年 度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年 度 (2018年 度)	令和元年 度 (2019年 度)	平成 30年度 (2018 年度)	令和 元年度 (2019 年度)	法定受託 事務	事業内容	予算 規模
防安-02	防災運営事業	2,880	2,756	7,156	7,793	0.5	0.5	無	b	В
防安-03	災害時広報事業	82,442	77,294	86,718	109,141	0.5	0.5	無	b	В
防安-04	災害対策本部機能強化事業	5,359	5,984	14,178	13,419	1.0	1.0	無	b	В
防安-05	避難対策推進事業	54,684	57,602	72,321	79,744	2.0	2.0	無	a	Α
防安-06	防災活動事業	19,927	20,242	24,203	26,367	0.5	0.5	無	b	В
防安-07	がけ地対策事業	81,490	72,077	103,537	121,185	2.5	2.5	無	b	В
健福-05	災害救助事業	7	2	4,001	3,917	0.5	0.5	無	b	В
健福-15	災害救助事業	590	510	2,188	2,657	0.2	0.2	無	b	В
都景-06	建築相談事業	57,073	31,776	88,251	115,648	4.0	4.0	無	b	В

(4) 主な実施内容

主な実施内容

◎防災安全部

- ①自主防災組織連合会総会等を通じ、自主防災組織に対する防災資機材等の配備に係る購入費の一部補助事業制度を周知 し、年度末までに事業が完了するよう促すなど、補助事業の活用について地域と連携を図った。(防安-07)
- ②防災行政用無線の難聴対策のため、防災行政用無線のデジタル化を行った。(防安-03)
- ③避難行動要支援者名簿を更新し、支援組織(自治町内会、警察、消防、民生委員児童委員協議会)へ配布した。(防安-05)
- ④御成中学校に下水道直結貯留型災害用トイレ配管システム等を設置した。(防安-05)
- ⑤津波シミュレーション動画の貸出や津波避難経路マップの提供、海水浴場等津波避難訓練及び沿岸部一斉津波避難訓練の 実施、避難誘導フラッグの導入及び沿岸部の商店街等への配布を行った。(防安-05)
- ⑥関係部局による「危険斜面及び危険木に関する調整会議」を設置し、情報共有、意見交換を行った。(防安-08)

◎健康福祉部

- ①台風接近などによる風水害に備え、市立小学校16校に避難所を開設した。(健福-06)
- ②火災により災世帯3世帯に対し、援護物資及び見舞金・弔慰金の支給を実施した。(健福-15)
- ③小災害時の一時避難場所を確保するため、鎌倉市社会福祉協議会が指定管理者となる老人福祉センターを利用する協定を 締結した。(健福-15)

◎都市景観部

- ①窓口で耐震相談を受け、希望者に現地耐震診断を行う場合の費用を助成した。(都景-06)
- ②木造住宅の耐震改修工事を行う場合の費用を助成した。(都景-06)
- ③危険ブロック塀等の撤去及びフェンスの設置を行う場合の費用を助成した。特に、津波浸水想定区域内については引き続き 補助率を上げて重点的に補助した。(都景-06)
- ④耐震改修促進計画に位置付けられた、耐震診断義務路線に接する一定の高さ以上の建築物の耐震診断を行う場合の費用 を助成した。(都景-06)

【実施できなかった事業とその理由等】

◎都市景観部

①共同住宅等への耐震改修アドバイザーの派遣及びマンションの耐震診断を行う場合の助成については、管理組合等に周知を図ったが、市の制度を利用したいとの申し出がなかった。(都景-06)

(0) 17	或30年度(2018年度)の取組の評価			
◎防災安全	上 部			
効率性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、適切な事業費・人件費で執行できていたか	適切		要改善
妥当性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、妥当(適切)な取組であったか	適切		要改善
有効性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、適切な成果が得られていたか	適切		要改善
公平性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、受益機会が偏っていない(適切な)取組であったか	適切		要改善
	画の理由、改善を要する点の具体的内容等>			
鎌倉市防災	災会議の運営、総合防災訓練及び各所防災啓発事業を実施するとともに、災害情報伝達体制の充 デジタル化に向けた事務を適切に遂行したため、有効性及び公平性を適切とした。	三実及で	バ防ジ	災行政
用無感の) 辟難所機能	「シグル」に同りた事務を適めに逐行したため、有効性及び公子性を適めとした。 もを充実させるため、下水道直結貯留型災害用トイレ配管システム等を設置したため、妥当性を適り	切とした	÷	
また、避難	行動要支援者支援制度の名簿登録者は、年々増加し、これに伴って事務量が増大しているが、適			三更新し
関係各所	配布を行うなど、避難対策の推進のための事業を進めたため、効率性を適切とした。			
<u></u>	.1 ±n			
◎健康福祉		'쪼녀	_	西北羊
	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、適切な事業費・人件費で執行できていたか ■	適切	<u> </u>	要改善
	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、妥当(適切)な取組であったか ■	適切		要改善
	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、適切な成果が得られていたか	適切		要改善
	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、受益機会が偏っていない(適切な)取組であったか ■ ■の理由、改善を要する点の具体的内容等>	適切		要改善
	大雨の際には、市内の小学校に避難所を開設し、必要最低限の人員で対応していることから、受益事業執行と考える。また、庁内で検討を行い、他部署からの人的応援により、開設体制を組むことが			
◎都市景観				
	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、適切な事業費・人件費で執行できていたか	適切		要改善
妥当性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、妥当(適切)な取組であったか	適切		要改善
有効性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、適切な成果が得られていたか	適切		要改善
公平性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、受益機会が偏っていない(適切な)取組であったか	適切		要改善
<上記評(
•平成30年	西の理由、改善を要する点の具体的内容等>			
	6月に発生した大阪府北部地震とその後本市で実施した通学路における危険ブロック塀等の全件			
	6月に発生した大阪府北部地震とその後本市で実施した通学路における危険ブロック塀等の全件 ポスティングにより、危険ブロック塀等除却補助申請が大幅に増えたが、職員数を増やすことなく対	応する	ことが	ができ
たこと。また	6月に発生した大阪府北部地震とその後本市で実施した通学路における危険ブロック塀等の全件ポスティングにより、危険ブロック塀等除却補助申請が大幅に増えたが、職員数を増やすことなく対 、事業費についても、国からの交付金を活用するなど適切に事務執行することができたことから、ダ	応する	ことが	ができ
たこと。 また 切と評価し	6月に発生した大阪府北部地震とその後本市で実施した通学路における危険ブロック塀等の全件 ポスティングにより、危険ブロック塀等除却補助申請が大幅に増えたが、職員数を増やすことなく対	応する 効率性	こと	ができ いて適
たこと。また 切と評価し ・建築物等 ける「避難!	6月に発生した大阪府北部地震とその後本市で実施した通学路における危険ブロック塀等の全件ポスティングにより、危険ブロック塀等除却補助申請が大幅に増えたが、職員数を増やすことなく対t、事業費についても、国からの交付金を活用するなど適切に事務執行することができたことから、なた。(都景-06)	応する 効率性 結果大	こと につ 地震	ができ いて適 時にお
たこと。 また 切と評価し ・建築物等 ける「避難! -06)	6月に発生した大阪府北部地震とその後本市で実施した通学路における危険ブロック塀等の全件ポスティングにより、危険ブロック塀等除却補助申請が大幅に増えたが、職員数を増やすことなく対に、事業費についても、国からの交付金を活用するなど適切に事務執行することができたことから、対た。(都景-06)の耐震化の必要性について周知を行い、各種補助制度を利用して一定の耐震化が進んだ。その経路の機能」及び「市民の安全」の確保に繋げる効果があったことから、妥当性、有効性について適切	応する 効率性の 結果大切と評価	ことだい につ 地震 話した	ができいて適時におこ。(都景
たこと。また 切と評価し ・建築物等 ける「避難! -06) ・大地震時	6月に発生した大阪府北部地震とその後本市で実施した通学路における危険ブロック塀等の全件ポスティングにより、危険ブロック塀等除却補助申請が大幅に増えたが、職員数を増やすことなく対に、事業費についても、国からの交付金を活用するなど適切に事務執行することができたことから、なた。(都景-06) の耐震化の必要性について周知を行い、各種補助制度を利用して一定の耐震化が進んだ。その経験に	応する 効率性の 結果大切と評価	ことだい につ 地震 話した	ができいて適時におこ。(都景

◎防災安全部

- ・鎌倉市地域防災計画に基づき、施設整備や備蓄の推進、自主防災組織への支援など、防災施策を引き続き進める。
- ・法や制度の改正に基づく国や県の動向を注視し、新たに示される知見などの情報を収集しながら、施設整備や防災意識啓発 など、ハード・ソフト両面の防災対策の推進に向け取り組んでいく。

<u>◎健康福祉部</u>

・避難所となる学校等関係機関と連携を図りながら、引き続き避難所開設のための体制強化を図る必要がある。(健福-06)

<u>◎都市景観部</u>

- ・市民意識調査でも「もっと力を入れるべき」との回答が半数を超えており、ニーズの高い事業であることから、今後も事業を推進
- ・民間建築物の耐震化は全国的に急務であり、事業は妥当である。
- ・耐震化率の向上等の成果が出ているが、耐震改修促進計画に定める住宅耐震化率が目標に達していないため、広報かまくら の活用などで広く周知を図り、戸建て住宅の耐震診断・耐震改修やマンションの耐震診断の促進に努めていく必要がある。

(7)令和元年度(2019年度)の目標

◎防災安全部

- ①「自助」「共助」「公助」の役割分担と連携及び減災の視点に基づく災害に強いまちづくりをめざし、引き続き地域防災計画に 基づく防災対策を推進する。
- ②災害時広報として、防災行政用無線デジタル化事業を実施するほか、災害時の情報環境整備のため、広報手段の検討を行 う
- ③災害時の避難対策として、避難行動要支援者名簿を活用した取り組みを引き続き推進する。
- ④平成29年度にシステム設計し平成30年度に運用を始めた「防災施設等管理台帳システム」に新たな機能を追加し、公開型GI S防災マップの整備に取り組む。
- ⑤自治町内会とともに作成した津波避難経路マップ及び津波避難計画に基づき、避難経路補完施設等の整備を行う。
- ⑥土砂災害対策の推進を図るため、危険斜面及び危険木に関する調整会議等を活用し、安全対策の推進を図る。

◎健康福祉部

- ①風水害避難所と地震災害時の避難所(ミニ防災拠点)の開設体制の強化を図るとともに、避難所開設・運営マニュアルの更新 を行う。(健福-06)
- ②前年度に引続き、予測不可能な自然災害及び火災に際し、援護物資及び見舞金・弔慰金の支給等を行う。また、異常な自然 現象により被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸し付けを行う。(健福-15)

◎都市景観部

①建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により、国の基本方針において、建築物の耐震化率の令和元年度までの目標を95%と定められたため、目標達成に向けて引き続き住宅の耐震化を促進していく。また、ブロック塀等対策については、現状の制度を維持しながら重点的に実施していく。さらに、何らかの事情により耐震改修工事に至らない住宅の所有者に対して、本年度から防災ベッド及び耐震シェルターの設置費補助制度を創設し、地震による人的被害の軽減を図る。(都景-06)

(8) 目標とすべきまちの姿と令和元年度(2019年度)の目標との関連性

◎防災安全部

- ①避難行動要支援者対策などを含め、自主防災組織を中心とした、共助による災害に強いまちづくりの実現に資する。
- ②災害時の情報伝達体制が充実している。
- ③帰宅困難者対策を含めて、避難所機能の充実が図られている。
- ④⑤市民が避難経路などを十分に理解し、迅速・適確な避難体制の構築がされている。
- ⑥市民の生命・財産の安全確保が図られている。

○健康福祉部

- ①避難所を開設することによって、市民がすぐに安全な場所に避難できるようになる。(健福-06)
- ②火災等により被害を受けた方に対して、見舞金・弔慰金を支給することにより、生活の立て直しに寄与する。(健福-15)
- ③小災害時の一時避難場所を確保することが、災害時支援の拡充につながり、市民が安心して暮らせるまちとなる。(健福-15)

◎都市景観部

①建築物の耐震化の促進により、大地震が生じた場合にも、すぐに安全な場所へ避難できるようする。また、ブロック塀等対策に より、避難場所までの避難路は、建物の倒壊による閉塞をきたさないよう、機能を確保する。(都景-06)

3 主な事業における指標(目標ごとに1つ設定)

整理番号		事業名災害	害時広幸							
指標の内容	防災•安全情	青報メール配作	言サービ	ス 有効利用	者数		単位	件 損	原の一ク	備考
当該指	標を設定し	た理由	年次	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R01(2019)	
現状で、人口に			目標値	-	-	-	-	24,500.0	25,000.0	
鎌倉市は13% 大部分は10%	音 ぐめり、回ガ 未満となってい	パる。本市は更	実績値	22,230	22,791	23,223	23,643	24,726.0		
なる利用者数の	の拡大を目指	す。	達成率	-	-	-	-	100.9%		
整理番号	防安-05	事業名 避難	維対策推	進事業						
指標の内容	避難行動要	支援者名簿の)提供				単位	% 指標		備考
当該指	標を設定し	た理由	年次	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R01(2019)	
自治町内会り			目標値	-	-	100.0	100.0	100.0	100.0	
災害時の救命	う率の向上を	と図るため	実績値	-	-	50.0	65.0	70.0		
			達成率	-	-	50.0%	65.0%	70.0%		
整理番号	都景-06	<mark>事業名</mark> 建築	築相談事	業						
指標の内容	耐震相談						単 位	件 損		備考
当該指	標を設定し	た理由	年次	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R01(2019)	
耐震相談が、		望する市民	目標値	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	
の入り口であ	るため		実績値	28.0	69.0	62.0	35.0	39.0		
			達成率	35.0%	86.3%	77.5%	43.8%	48.8%		
整理番号	都景-06	事業名建築	築相談事	業						
指標の内容	危険ブロック	′塀等の改善薬					単位	% 指 傾		備考
当該指	標を設定し	た理由	年次	H26 (2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R01(2019)	通学路の危険ブロック塀について、平成4、5、24年度に調査を行い、その後も追跡調査を
震災時に危险			目標値	50.0	51.0	52.0	54.0	56.0	58.0	行っている。その調査結果を 基に設定している。
より、甚大な衫	皮害を及ぼす	けと想定され	実績値	48.2	49.8	51.4	54.0	56.6		
るため			達成率	96.4%	97.6%	98.8%	100.0%	101.1%		

参考 前年度外部評価結果への対応

鎌倉市民評価委員会からの指摘

課題

・要援護該当者にアンケートをして、昨年秋に災害支援者名簿をまとめた。この名簿は自治会に提供されたが、提供しただけで具体的にどう活用するのか、ということが明確になっていない状況である。名簿を作ることだけが目的化してしまっているのではないか。

・指標の耐震相談の件数が下がってる。実際の原因は分からないが、地震災害への意識の高い層には浸透した一方で、それ以外の人への住宅耐震化への促進が滞っているという側面があるのではないか。今後はそのような市民にどうアプローチしていくかも課題ではないか。国の補助金制度などあるのなら、ある程度耐震化を踏み切るきっかけを与えるような制度・取り組みも必要であると考え

○ 「目標とすべきまちの姿」にある「災害時要援護者に対する共助などを含めて、自主防災組織を中心とした、市民同士の助け合いが行われます。」について、市民同士の間に、市がどのように関与し、どのように実態を確認するのか?

指摘への対応、コメント等

◎防災安全部

自治会・町内会での名簿の活用事例を自主防災組織連合 会総会等で情報交換しているほか、名簿を受領した自治 会・町内会から取組みや対応方法について個別の相談を 承っています。

◎都市景観部

過去の耐震相談件数の推移を見ると、やはり平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震の直後は件数が大幅に増加し、その後徐々に減少していく傾向にあります。対象の木造住宅を所有し居住する市民への周知は、広報かまくらで特集記事を掲載する等、これまでも工夫してきたところですが、今後も、新たな周知方法について、研究・検討していきます。

◎防災安全部

自助・共助の推進には、行政の主導も必要ですが、地域の 自発的な防災意識の向上が重要かつ不可欠です。このた め、各種情報提供や啓発事業に取り組むほか、各自主防 災組織が行う訓練への職員派遣や、活動に対する補助を 行っています。

提言

- ・災害時避難行動要支援者名簿が、不測で唐突に起こる自然災害時に、どこまで公助の役に立つのかは疑問。名簿活用を含めた避難訓練活動を常に行うしか方法はないのではないか。
- ・「共助」を掲げる以上、必要情報を提供するだけ にとどまらず、災害に対する啓蒙に行政がもっと積 極的に力を入れてほしい。
- ・避難場所になる建物周辺を重点に、倒壊がない よう未然に防げる事故防止に努めてほしい。

- ・「目標とすべきまちの姿」にある「耐震化など災害に強いまちづくりが進み」について、耐震化は建物所有者の自己責任(相談者には対応すべき)である。公共施設と他者に被害を及ぼす建築物に対する対応に力を入れるべき。「指標」については相談件数ではなく、公共施設の耐震化率、危険(避難経路の寸断等)の恐れがある建築物が現在どの位存在し、どの位(何%)耐震化を進めたか?を指標とすべき。
- ・「目標とすべきまちの姿」にある「市民が避難経路などを十分に理解し、大地震が生じた場合にも、すぐに安全な場所へ避難できるようになっています。」について、どのように理解度を確認しているのか?また「すぐに」とは何分を想定しているのか?「すぐに」の定義を満たしている(又は満たさない)住居はどのくらいあるのか?確認しているのか?確認の上指標とすべき。
- ・「目標とすべきまちの姿」にある「避難場所までの避難路は、建物の倒壊による閉塞をきたさないよう、機能が確保されています。」について、「指標」のブロックの改善率の目標はなぜ100%ではないのか?現況は何か所あり、どの様に対応しているのか?また、「機能」とは具体的にどの様な機能なのか?倒壊の危険のある建物はどの位あり、何%位、どの様に対応しているのか?他市との関係等、確保の方法は?明確にして指標とすべき。
- ・「目標とすべきまちの姿」にある「帰宅困難者に対するものを含めて、十分な避難所や災害物資が確保されています。」について、「十分」とはどれ位なのか?それに対してどれだけ確保しているのか?明確にして指標とすべき。
- ・「目標とすべきまちの姿」にある「被災した場合には、災害支援協定を結んでいる他市からの支援があり、市民はこれらの支援を受け、より安心して災害対応できる状況となっています。」について、どの様な「支援」であり、だれがどの様な災害対応をするのか?明確にすべき。

提言に対するコメント等

◎防災安全部

自助・共助の推進には、行政の主導も必要ですが、地域の 自発的な防災意識の向上が重要かつ不可欠です。要支援 者名簿を活用した訓練等を実施している自主防災組織の 情報等を共有するとともに、各種訓練の実施や自主防災組 織に対する防火・防災訓練や防災講話への支援を引き続 き行ない、情報提供や啓発事業に取り組んでまいります。

◎都市景観部

避難場所となる周辺地域に限らず、市内の建物の耐震化については、耐震改修促進計画に基づき、国・県と連携して、主に旧耐震基準の木造住宅に対する耐震診断及び耐震改修への助成制度により耐震化の促進に努めています。また、ブロック塀の除去等については、平成29年度から補助を拡大し、特に津波浸水想定区域内を重点区域とし、津波等の災害時に市民が速やかに避難できる環境整備も進めています。

今後も引き続き、市内の建築物等の耐震化を推進してまいります。

◎都市景観部

公共施設の耐震化率については、「行財政運営」において「公共建築物の耐震化率」の指標を掲載しています。また、平成25年度に実施した「住宅・土地時計調査」の推計によると、平成25年度時点で耐震性がないと推計された住宅の戸数は、総戸数6万5千戸のうち、11,000戸(16.9%)でした。

◎防災安全部

津波、土砂災害、洪水・内水、危険箇所等の各種ハザードマップや避難経路マップ等を配布・公開し、また、市内に避難誘導標識等を設置し避難経路を可視化することで、避難経路などを予め理解し、発災時には迅速・適確な避難行動に移り、安全な場所へ避難できるよう取り組んでいます。

◎都市景観部

危険ブロック塀等対策事業の指標としている、ブロック塀の 改善率は、平成4~5年度及び平成24年度に実施した、通 学路における危険ブロック塀等調査の結果を基にしてお り、その後も、毎年1~3学区を追跡調査しているものです。 また、平成30年度は大阪府北部地震をきっかけに、他課の 職員の応援も得て、市内全通学路の安全確認と危険ブロック塀等対策事業の制度パンフレットの配付を行いました。 最終的な目標は危険ブロック塀等の改善率100%ですが、 所有者個人の資産であり、道路後退などの課題もあるた め、毎年着実に目標に向け取り組んでいきます。

◎防災安全部

市外から通勤や通学をする方に関しては、事業者や学校の責務として発災時の対応や備蓄品の準備等をし対応することになります。市では、公共交通機関の運行停止等により発生する市内滞留者用に備蓄や避難所の指定を行っています。しかし、災害時の交通機関の運行状況等により、市外で被災した帰宅困難者が市内を経由する場合の対応などがあり、想定人数はまだ示されていません。今後も各事業者等と連携を図り、社会的需要を勘案しながら、帰宅困難者対策を進めてまいります。

◎防災安全部

災害支援協定については、鎌倉市地域防災計画(資料編)に協定名称・協定先・締結日・内容を掲載しています。 県内市町や姉妹都市と災害時における相互応援に関する協定を、資機材・物資・職員派遣等の提供や派遣について締結しています。 図書館等で閲覧できる公開資料となっています。

・「目標とすべきまちの姿」にある「台風や集中豪雨などの風水害が発生した場合でも、がけ・急傾斜地に対する防災工事が適切に行われており、市民の生命・財産は安心して守られている状況になっています。」について、集中豪雨等はどの位の雨量を想定し、その際の危険個所は現在何ヶ所あり、それに対する改修計画がどうであり、計画の実行率が何%なのかを明確にし、指標とすべき。また「風水害」が発生しない様、予防する施策なのに「発生した場合」としている事自体が矛盾している。

質問

・要援護該当者にアンケート対象者名簿は警察、 消防、民生委員や自治会に提供しており、自治会 については、184自治会のうち、107が受領してい るが、その他は受け取りを拒否している。どう活用 するかは自治会、自主防災組織に対しても民生委 員と情報の扱い方について、温度差があり、市の 考え方を整理すべきではないか?

◎防災安全部

鎌倉市内のがけ・急傾斜地については、民有地であることが多いため、市が主体的に改修工事を実施することができるものではありません。また、同様の理由で、市が主体的に改修計画を策定することもできないことから、計画の実行率を指標とすることはできない状況です。

ただし、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく「土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)公開に係る住民説明会」等の中で防災工事等について個別に相談を承っているほか、「急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊対策事業」や「鎌倉市既成宅地等防災工事資金助成制度」により、民有がけ・急傾斜地の防災工事の推進を図っているところです。

質問に対する回答

◎防災安全部

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法の趣旨を踏ま え、提供を受けた民生委員や自主防災組織等の避難支援 等関係者が、共助力向上のため適切に活用できるよう今後 も丁寧に説明してまいります。



地震対策・風水害対策の充実

評価できるところ

- ・ブロック塀等対策により、避難場所までの避難路は、建物の倒壊による閉塞をきたさないよう、機能を確保。窓口で耐震相談 を受け、希望者に現地耐震診断を行う場合の費用を助成した。
- ・台風接近などによる風水害に備え、市立小学校16校に避難所を開設した。
- ・防災ベッド及び耐震シェルターの設置費補助制度を創設し、地震による人的被害の軽減は好ましいことである。
- ・危険斜面及び危険木に関する調整会議等を活用し、安全対策の推進を図った。
- ・危険ブロック塀等の全件追跡調査・補助制度ちらしのポスティングにより、危険ブロック塀等除却補助申請が増えた。
- ・下水道直結貯留型災害用トイレ、配管等システムを御成中学校に設置した。
- ・危険ブロック塀等の撤去が進んでいる。
- ・推進されている様々な事業があるが、いずれの事業も目標に対して適切なものと感じた。
- ・市が地震対策、風水害対策に様々な事業を推進していること。

	1	平価の「	为訳		
取組	4		0		4
効果	1		0	-	7

委員会の評価
_

課題

- ・個別計画で指標があるはずだが、行政評価にはない。基本計画と個別計画の関連が必要ではないか。個別計画と基本計画との繋がりがわからない。
- ・災害時避難行動要支援者名簿を更新することは重要であるが、一方で支援組織(自治・町内会)による温度差をどうしていくか、また自治会のない地域への対応などについては、行政側の対応も難しい現状があるが自主防災組織総会等で情報交換など必要。一方、自治会による温度差をどうしていくか。
- ・要援護該当者にアンケートをして、昨年秋に災害支援者名簿をまとめた。この名簿は自治会に提供されたが、提供しただけで具体的にどう活用するのか、ということが明確になっていない状況。名簿を作ることだけが目的化してしまっているのではないか。
- ・市民意識調査で「もっと力を入れるべき」が過半を超えていて(お金の使い方足りない/重要度ランキングダントツ1位)市民の強化要望度は極めては高い。一方、3部門とも取組の評価は全4項目で「適切」である。両者のギャップはどこから生じているのか?市民の期待値より「目標レベル」が低いのではないか?早期に市民の満足が得られる有効な対策の推進が望まれる。・市の対策が市民に何処まで浸透しているのか「広報かまくら」とHP・回覧板だけではこれ以上の広がりが期待できないと感じる。さらなる周知方法の模索が必要だと考えられる。
- ・自標に「自助」「共助」「公助」の役割分担と連携及び減災の視点に基づく災害に強いまちづくりをめざすとあるが、その連携 はうまく回っているのか。
- ・災害協定の相手が近隣では、同時に被災するため、意味がない。また、遠すぎる都市では物資の輸送経路が確保できない。

提言

- ・地域防災計画に基づき事業を行っていると思うが、市民にもっと見える化をはかる。
- ・「自主防災組織」はどの程度機能しているのか疑問である。年1回の総会では何も伝わらない。「防災重点地区」を選定して 集中的な対策が必要ではないか?
- ・要援護該当者にアンケート対象者名簿は警察、消防、民生員や自治会に提供しており、自治会については、184自治会のうち、107が受領しているが、その他は受け取りを拒否している。どう活用するかは自治会、自主防災組織に対しても民生委員と情報の扱い方について、温度差があり、市の考え方を整理すべきではないか?
- ・市民意識調査によると、市民の関心は高〈、この取組にもっと力をいれるべきが半数を超えている。市民の安全安心のためにも様々な対策を進めて行って欲しい。
- ・「地域防災計画(地震災害対策編)(風水害等災害対策編)」では、「緊急度の高いものから優先的かつ重点的に実施」とある、また、「災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき毎年点検を行い、計画の 進捗状況を把握しながら、必要があると認めるときは、県及び関係機関等と調整のうえで修正し、 防災対策のより一層の充実を図ります。 」とあるが、行われていない。 きちんと計画に基づいて行うべき。
- ・計画に定められている事業の何が何%終了し、次年度は何をどの〈らい推進するのかを明確にして頂きたい。

質問

- ・「沿岸部一斉津波避難訓練」の参加自治会町内会数・参加者数は?訓練対象の選定はどのような基準か?
- ・「避難行動要支援者名簿を更新した」とあるが、「更新」の内容は?対象市民からヒアリングを再度実施したのか?指標「同名簿の提供」の実績値が微増しているが、未受理自治会町内会の理由は何か?
- ・昨年、県より土砂災害警戒区域(イエローゾーン)を土砂災害特別警戒区域に指定するための調査が入った。もし、これまでにイエローゾーンとされてた土地がレッドゾーンに新たに指定された場合、該当市民は混乱すると考えられる。市内は、現在レッドゾーン指定がない様だが今後レッドゾーンが増えたときの市民への対応はどうするつもりか。何か考えはあるのか。